



白鷹町美しい郷づくり推進会議の委員を募集します

町環境基本計画を推進するため、白鷹町の住みよい美しい環境をともに考え、ともに作る仲間を募集します。気軽に語り合いながら町が目指すべき環境像「笑顔かがやき 心かよう 美しいまち」を実現していきましょう。

●募集する委員の名称

白鷹町美しい郷づくり推進会議委員

●組織構成 当会議は、ごみの減量化や地球温暖化対策および環境基本計画の推進活動を行います。ごみ減量化対策を進める上で廃棄物減量等推進員も兼ねて委嘱し、活動を行っていただいています。

●募集人数 5名程度（委員定数20名以内のうちの5名）

●任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日

●応募資格

- (1)町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方
- (2)ごみの減量化やエネルギー、水環境などに関心のある方
- (3)原則として、年6～8回程度の会議、啓発活動およびイベントなどに出席できる方
- (4)白鷹町の議員および職員でないこと

(5)次の基準を満たす方

- ①納税等（町税、各種負担金、使用料などを含む）の義務を果たしていること
- ②公民権を有していること
- ③破産者で復権を得ない者でないこと
- ④刑執行中の犯罪歴がないこと
- ⑤暴力団員等でないこと

●応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、町民課に提出してください。応募用紙は町民課に準備しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。（ホーム→暮らし情報→環境保全のとりくみ）

●応募締切 3月5日（木） ※当日消印有効

●選考等 「白鷹町審査会等委員選考に係る基準」を準用し審査の上、審査結果を応募者全員に通知します。

●その他 委員には活動謝礼として年額10,000円をお支払いする予定です。

【申し込み・問い合わせ】

町民課暮らし環境係 ☎85-6131

地域福祉への寄附に感謝

12月26日、白鷹きらやか会（鈴木重治会長）から社会福祉法人白鷹福祉会が運営する特別養護老人ホーム白光園へ3万円が寄附されました。

贈呈式では、佐藤光雄副会長から白光園の稲葉明彦園長へ目録が手渡され、受け取った稲葉園長は「施設利用者が快適に利用できるよう、有効に活用させていただきます」と感謝しました。



前方：（左）稲葉明彦園長、（右）佐藤光雄副会長
後方：（左）菅原良教事務局長、（右）白田紳二きらやか銀行荒砥支店長

あなたの意見で“しらたか”は変わります。

審議会等委員募集

私たちが生活している町を住みよい町としていくためには、私たち自らがまちづくりに参画して知恵を出し合い、一つずつ行動に移していくことが必要です。その一つの方法として、協働のまちづくり条例では町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようという方の募集について定めています。

今回は、右記の各審議会等委員を募集します。

【問い合わせ】各審議会等の所管部署

募集する審議会等と募集委員

- | | |
|-----------------|----|
| ①白鷹町環境審議会委員 | 3人 |
| ②白鷹町社会教育委員 | 2人 |
| ③白鷹町文化財保護審議会委員 | 2人 |
| ④白鷹町子ども・子育て会議委員 | 2人 |

■各審議会等委員について

①白鷹町環境審議会委員

町の良好な環境の保全と創造、環境に関する計画などについて、審議する機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～4回程度開催される会議などに出席できる方

▼報酬 6000円/日（会議時間が4時間未満の場合は3000円/日）

▼所管部署 町民課くらし環境係 ☎85-6131

②白鷹町社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年5回程度の研修・会議などに出席できる方

▼報酬 1万6000円/年

▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎85-6146

③白鷹町文化財保護審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存および活用について、調査審議する機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上の方

②年2～3回程度の会議などに出席できる方

▼報酬 1万6000円/年

▼所管部署 教育委員会生涯学習・文化振興係 ☎85-6146

④白鷹町子ども・子育て会議委員

子ども・子育てに関する施策の実施状況や事業計画について、調査審議する機関です。

▼応募資格

①町内に住所を有し、応募時点で満20歳以上の方

②年1回程度の会議に出席できる方

▼報酬 6000円/日（会議時間が4時間未満である場合は、3000円/日）

▼所管部署 健康福祉課・子育て支援係 ☎86-0212

■任期

令和2年4月1日
～令和4年3月31日

■共通する応募資格

(1)原則として、白鷹町以外の審議会等の委員でないこと
(2)白鷹町の議員および職員でないこと
(3)次の基準を満たす方

①納税等（町税、各種負担金、

使用料などを含む）の義務を果たしていること

②公民権を有していること

③破産者で復権を得ない者でないこと

④刑執行中の犯罪歴がないこと

⑤暴力団員等でないこと

■応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、所管部署に提出してください。詳しい応募要項および応募用紙は各所管部署に備えてあります。また、応募用紙は町ホームページからもダウンロードできます。

■応募締切

3月2日（月）

※当日消印有効

■選考方法

審議会等委員選考審査会で審査の上、選考します。

■審査結果

応募者全員に通知します。

■その他

各審議会等の委員は町の非常勤特別職として任命されますので、白鷹町個人情報保護条例第3条第2項の適用を受けるとともに、同条例の規定に違反した場合（職務上知り得た個人の秘密を漏らした場合など）は罰則の対象となります。

【問い合わせ】

各審議会等の所管部署